

ID: 1455-2

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第2項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【根拠条文】 (一般廃棄物処理業) 第7条 2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考	【共通担当部署】 市民生活部 環境・経済室 環境課 市民生活部 環境・経済室 環境施設課		
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日